

文教福祉委員会

令和2年6月22日（月）

午前10時00分～午後0時01分

議会第2会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育部 百崎教育部長
- ・子育て支援部 今井子育て支援部長
- ・保健福祉部 大城保健福祉部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○池田委員長

それでは、皆さんおはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。
初めに、本委員会の審査日程をお諮りいたします。お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおりに進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしとのことですので、この審査日程のとおり、審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ください。

なお、現地視察は、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、教育部以外の職員の皆さんは退室されて結構です。

◎関係職員以外退席

○池田委員長

それでは、教育部に関する議案の審査に入ります。

まず、第48号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第48号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第4号） 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

まず、文化会館、東与賀文化ホールの指定管理の補填の件ですが、算定の何と申しますかね、どういう算定でされているかについてお示してください。

○木島副部長兼文化振興課長

補填額の積算ですけれども、先ほど御説明しました自粛利用制限が2月26日から3月14日の間にかけて出されております。この分の文化会館の該当利用料金の分が24件ございます。それから、東与賀文化ホールにつきましては7件該当がございました。その次に、3月15日から3月の末日まで休館の指示を出しております、この分の該当件数が文化会館で52件、それから、東与賀文化ホールで5件ございました。

この分の利用料金の総額から、施設の利用をしておりませんので、その分の光熱水費を減じて総額を出して、議案に上げている金額の積算をしたということになります。以上でございます。

○山下明子委員

そしたら、これは前年度の分ということで、今年度の分というのも措置されるという説明だったかと思うんですけど、前、勉強会のとときとかで。その場合は、例えば、これは3月末までに申込みがあった分ということで、考え方としてなんですが、4月以降だったらもう既に全体が自粛になって、そもそも申込み自体がキャンセルになったりとか、申込みも余りしないとか、そういうふうになって前年より減ってしまうと。前年ならこれぐらいあったらいいけれども、今年度はそもそもなかったというふうになっていくということは当然ありますよね。そういうときに、この場合はキャンセルになった分で計算されるわけですが、考え方としてはどうなっていくんですかね。

○木島副部長兼文化振興課長

その辺は、おっしゃったとおり、既に予約が入っている分のキャンセルは該当件数が出ますので、その分は対象になるかと思うんですけど、全体的に予約がされていない分の補填ということについては、現在のところ、まだはっきり市としても全体方針を出し切れておりませんので、まずは、指定管理施設はここだけではございませんので、市の指定管理施設全体としてその辺をどう見ていくかというのは、内部の関係課でまず話をして、方針を決めることになるのではないかと思います。

○池田委員長

関連はないですね。ほかに。

○山下明子委員

25ページの研究指定校の件なんですけど、先日、議案質疑もあってございました。それぞれが学校のほうから希望を出して指定校を受けている、という答弁だったと思うんですけど、働き方改革の関連でどうなるのだろうかという点でお聞きしておきたいのは、今回、授業の時数を確保するために結構頑張らなくてはならないという部分が現場にある一方で、研

究指定校になった場合の新たな負担になる部分というのが想像されるんですけども、そこから辺で時間外の勤務だとか、教職員の方たちの負担にならないのか、そこから辺はどのように気をつけておられるか、お示してください。

○大塚副理事兼社会教育課長

委員おっしゃるように、今年は授業日数の確保というのが一つ問題としてありました。ただ、これにつきましては夏休みを短縮して、1学期及び2学期の期間を延長することでほぼ確保できるというふうに考えております。

それから、研究指定についてですけども、研究成果の発表とか、そのやり方等につきまして、これは県教育委員会とも話合いをしたんですが、各学校の負担にならないように、例えば、今年は公開授業を行わないとか、研究発表を行わないとか、そういったことも各学校の実情に応じてよいということで各学校にお伝えしておりまして、働き方改革との、その研究の両立といいたいまいしょうか、そういったことについてもやっていけるように、負担にならないように研究を進めてくださいということをお願いしているところです。

○山下明子委員

学校現場のほうから希望してきたんだからということで済ませずに、どういう実情になっているかはぜひ聞いていながら、大丈夫ですかとか、どうされていますかということとはよく聞き合わせしていかれるようにということをお願いしておきたいと思います。

○池田委員長

ほかにございますか。

○富永委員

25ページの同じ項目なんですけれども、関連じゃないですけど、E S D教育、あるいは東与賀中学校が今回2年間ということですけど、E S D教育とSDG sの関係性というか、ちょっと教えてください。

○大塚副理事兼社会教育課長

どちらも国連決議の関係するものなんですけど、E S Dは2002年に持続可能な開発のための教育ということで国連決議がなされたもので、SDG sは委員御案内のとおりだと思いますが、2015年に持続可能な開発目標として定められたものでございます。

E S Dというのは、持続可能な社会の担い手を育む教育というふうに言われておりまして、世界にある様々な課題ですね、これを自らの問題として捉え、身近なところから取り組むというところで、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことというふうになっておりまして、このE S Dを進めていくことがSDG s、これは目標ですので、それに到達するというようなことで、ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、SDG sは目標、E S Dは方法というふうに我々は捉えておるところでございます。

○富永委員

ありがとうございました。今回、東与賀中学校で、これからなんだろうけど、具体的

にどんなことをするかというのはもう分かっていますか。

○大塚副理事兼社会教育課長

すみません。まだ学校のほうと、どのようなというのは具体的に話をしておりませんが、干潟等もありますので、そういったところで東与賀はいい取組が期待できるかなと思ってるところでございます。

○富永委員

すみません、最後1点だけですけど、E S D教育の拠点がユネスコスクールといろいろ関わりがあると思うんですが、今後東与賀中学校が——あれは多分、九州で少ないんですよ。佐賀でも多分、武雄に1校だったと思うんですが、今後、そのユネスコスクールに登録とか、その辺も方向性としてあるのかどうなのか、教えてください。

○大塚副理事兼社会教育課長

ユネスコスクール、多分、全国でまだ1,000校をちょっと超えているぐらいだと思うんです。委員おっしゃったように九州に少ないというところもありまして、東与賀小・中学校含めて教育を発展させていきたいと、学校現場が非常に望まれるということであれば、そういった方向も考えていきたいと思っております。

○重田委員

同じページのコミュニティ助成事業で、川上の江熊野公民館が1,500万円ということなんですけど、実際、応募がどれぐらいあって、ここに決まった経緯というか、それについてお伺いします。

○大坪公民館支援課長

昨年度のコミュニティセンター事業につきましては、2つの自治会のほうから申込みがあっておりまして、2自治会とも市のほうであらかじめ書類の審査をいたしました。もう一つの自治会についても、公民館の建っているところがちょっと危険なところということでしたので、2つの団体とも県のほうを通じて申請を出させていただいて、採択が江熊野自治会ということになっております。

○重田委員

そしたら、県のほうでは何か所になったのか、佐賀県全体の中でどういう形になったのか、説明をお願いします。

○大坪公民館支援課長

佐賀県全体では、3団体が補助金の決定通知を受けてあります。

○重田委員

申請は幾らだったんですか。

○池田委員長

分かりますかね。

○公民館支援課職員

すみません。各市町原則1件しか提出できないというふうなルールになっておりますので、出ても20市町ですので、20から10ぐらいだとは思いますが、正確な昨年度の県全体の申請件数については、把握していないところです。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ないようですので、第48号議案の質疑を終わります。

次に、第69号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第69号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第5号) 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

ただいまの就学援助世帯への支給なんですけど、これは1万円ということで、よかったなと思ったんですけど、一方で、給食費の件で、休業中は給食が実施されていなかったの、給食費に関する就学援助の部分というのが意味出されない状態だったと思うんですね。自宅で御飯を食べるからということになっていたんだと思うんですけど、そこら辺で、そういう給食費の部分を勘案しながら、こういうところに支援するという考え方の自治体もあったようなんですけど、その辺は特に考えずに、今おっしゃったような部分での話なんですかね。

○横田学事課長

今、山下明子委員おっしゃるように、3月、4月あたりの給食費の話もありまして、佐賀市としても検討はしていたところがございます。検討の中で、結局、夏休みの短縮がございまして、夏休みも給食費を出すということ、今、方針を出しているところがございます。そうなりますと、年間通じてみますと、大体同じ食数、給食を提供することになりましたので、年間トータルで見ますと、就学援助で出す金額というのは同程度になりましたので、今回休業中に新たにその分を補填するということは行っていない状況です。

○山下明子委員

現実には負担増になっているんですね。その就学援助を受けている世帯にとっては、休業中の負担という点ではね。だから、給食が行われるときに出るというのは、ある意味当然出るところだったと思うんですけど、コロナ影響で負担増になっているところへの手当てという、この給食に関しての手当てという考え方というのは、本当はもう少し考えてもしかるべきだったのではないかと思うんですけど、年間トータルだけで考えてしまうというのはお役所的な発想かなと。だから、どういう状態だったかという受給世帯の実情なんかは聞かれているのでしょうか。

○横田学事課長

確かに、休業期間中ですので給食が出ないので、負担が増加しているという要望等もございまして、それも踏まえて検討したところでございます。その当時、どういった支援が必要かということ由市全体でいろいろ協議している中で、まず、経済のほうが先へ行って、それからずっと段階的に検討している中で、今回、給食をどうするかは、そのときはまだ待っていて、給食は先ほど、繰り返しになりますけど、年間で一緒に、それ以外、負担が増加した分を何らかで手当てできないかということで今回の補正に至ったところでございます。

○山下明子委員

今回、コロナ対策、国もそうなんですけど、今現実困っているというときに、なかなかその様々な支給とか給付金が出なくて、いつまでも届かないとか、そんなことで、かえって市町村の段階が頑張っていて即効性のあるやり方で進めているという感じだったと思うんですが、そういう点で、今回1万円出てくるのはとてもよかったと思うんですが、やっぱり一番困っているときに、さっと手を差し伸べられるような事態が本当は欲しかったなと。

休業中の学校の学童保育の部分だとか、ちょっと見てもらったときがあったんですが、やっぱりお弁当の状況とかを見ていると、これは大丈夫かなと思うところもあったりしたんですね。だから、自宅でこれしか、給食しかちゃんとした食事が取れないというような子どもたちはどうしているんだろうとかいうことを考えたときに、もう少しそこはスピーディーな対応が本当はあってもよかったですし、負担が新たに増えたという発想での支援の仕方というのはもうちょっとあってほしかったなと思っておりますので、次のもし何か動きが出たときは、ぜひそこら辺は頭に入れておいていただきたいなと思います。

○池田委員長

意見でいいですね。ほかにもございますか。

○永渕副委員長

資料番号12、9ページの、先ほどおっしゃった文化会館関係のサーマルカメラの件なんですけれども、今はこれは設置なのですが、運用のイメージをどう持たれているかというのを確認したい。これを設置するということは、当然、何かの折に発熱された方がお越しになったとなれば、その方に熱がありますよと、確認ができました、入らないでくださいというようなことになるのか。要は、発熱した場合、あなたは帰ってくださいということなのか、そこら辺、設置した後のことをお聞きしたいです。

○木島副部長兼文化振興課長

運用に関しましては、今おっしゃったとおり、ホールの入り口に設置して、ある一定以上発熱されている方を1回検知して、もう一度——このサーマルカメラ自体が体温を測定する機械ではありませんので、あくまでも体温の表面の温度を測定するだけです。該当した人はもう一度再検温をきちんとして、それでも発熱が見られるようであれば、状況

に応じて入場をお断りするようなことも、イベント内容によってはあるかと思います。その場合は、当然有料のイベントについては払戻しの手続をしたり、まずは入場制限についての理解を求めた上でそういう措置を図るということは出てくるかというふうに思います。

○永渕副委員長

楽しみにして訪れて、突然、該当者になる可能性というのがあるわけですよね。だから、やっぱりそこは、かなり事前にそういうことになりますということは広報を図っていく必要があるのかなと思います。その辺りはどうお考えなんでしょうか。

○木島副部長兼文化振興課長

当然、イベントの主催者と一緒に、その広報についてはその旨の周知をするということも一つですし、これから先、新しい生活様式ということで、やっぱり発熱した場合は、できるだけ屋外に出ずに屋内で待機するというような全体的な流れもございますので、周知と、それから、新しい生活様式の流れというのをきちんと理解していただくように啓発していきたいというふうに思います。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようですので、第69号議案の質疑を終わります。

次に、第2号及び第3号報告について、執行部に議案の説明を求めます。一括して説明をお願いします。

◎第2号報告 令和元年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第3号報告 令和元年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、皆様からの御質疑をお受けします。

○富永委員

45ページの継続費の学校のエレベーター設置なんですけれども、今、学校でエレベーターを設置しているのがどれぐらいの割合であるか、分かれば教えてください。

○教育総務課職員

大規模改修等の工事、改築のときに設置するようにしておりますので、ざっとではございますが、半分弱ぐらいです。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、以上で教育部に関する議案の質疑を終了いたします。教育部の職員の皆さんは退室されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○池田委員長

それでは、子育て支援部に関する議案の審査に入ります。

まず、第55号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第55号議案 佐賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、第55号議案の質疑を終わります。

次に、第56号議案及び第57号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。一括して説明をお願いします。

◎第56号議案 佐賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 説明

◎第57号議案 佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

それでは、第56号及び第57号議案の質疑をお受けいたします。

○嘉村議員

改正内容の(1)のところの、卒園後の園児の受入先との連携施設の確保に関する義務の免除と書いてありますが、先ほど説明では、入所調整は本来はやっているけれども、この人たちについては優先的に入れるということですかね。それは希望どおりに、希望されたところに優先的に入れますよということで理解していいですか。

○大松副部長兼保育幼稚園課長

おっしゃるとおり、入所調整とは別個に、それ以外にまず優先して希望どおりの園に入れるということでございます。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第56号及び第57号議案の質疑を終わります。

次に、第66号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第66号議案 専決処分について(令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第3号)) 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、第66号議案の質疑を終わります。

次に、第48号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第48号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第4号） 説明

○池田委員長

ただいまの説明について御質疑をお受けします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑ないようですので、第48号議案の質疑を終わります。

次に、第69号議案を審査します。執行部の説明を求めます。

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。ありませんか。

○山下明子委員

確認ですが、臨時給付金のところで会計年度任用職員3名というのがあります。これは新たに雇用する部分だと思うんですが、いわゆるコロナ関係で失業したりなんかした人ということなんですか。確認です。

○山崎こども家庭課長

こちらにつきましては、人事課がやっております任用とは別に、こども家庭課独自に、この給付金事業のために一般に広く募集して採用するものでございます。

以上です。

○池田委員長

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑ないようですので、以上で子育て支援部に関する議案の質疑を終了いたします。子育て支援部の職員の皆さんは退室されて結構です。

◎執行部退室

○池田委員長

10分間休憩します。11時10分に再開します。

◎午前11時00分～午前11時10分 休憩

○池田委員長

それでは、文教福祉委員会を再開します。

保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

まず、第62号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第62号議案 専決処分について（佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

説明

○池田委員長

ただいまの説明について、御質疑をお受けします。

○山下明子委員

資料の確認ですが、3ページの所得階級別の納税額引上げの影響の部分で、所得509万円以下の6人世帯のところから2万円というのが出てきていますが、ここは賦課限度額いっぱいになると受け止めていいんですかね。このオレンジの2万円のところ、プラス2万円になっているこの人たちは全部、賦課限度額いっぱいになると受け止めていいんですかね。

○梶山保険年金課長

この表につきましては、実際の佐賀市の国民健康保険の被保険者に該当する箇所を表示しております。もう少し詳しく申し上げますと、例えば、6,667円というのが横にございますが、これにつきましては平均を示しておりますので、例えば2世帯いらっしやって、1人の方は1万5,000円、もう一つの世帯は2,000円とか、そういうケースもございます。先ほど山下明子委員がおっしゃいました2万円のところ、一番早くかかる2万円のところにつきましては、今回1世帯のみいらっしやいまして、この世帯につきましては2万円上がるというふうになっております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、第62号議案の質疑を終わります。

次に、第63号、第64号議案を一括して審査します。執行部に議案の説明を求めます。一括して説明をお願いします。

◎第63号議案 専決処分について（令和2年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 説明

◎第64号議案 専決処分について（佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例） 説明

○池田委員長

第63号及び第64号について、御質疑ございますか。

○山下明子委員

専決処分の理由のところ、「感染した被用者が休みやすい環境を整備し、速やかに周知するには」ということになっているんですが、実際、速やかな周知はどのようにしてされたのかということと、これを使った申請があったかどうかに関してどうでしょうか。

○梶山保険年金課長

まず、周知でございますが、この4月22日を受けまして、最短の市報掲載ということで、5月15日号の市報にまずは掲載させていただくと同時に、当日中に市のホームページには、専決処分と同時に告知させていただいたところでございます。

また、これまでの申請件数の状況についてですが、問合せを5件ほどいただいております。ただ、この問合せにつきましては、どちらかというと事業主サイドの問合せであったことなものですから、なかなか該当までは今回至っていないという状況でございます。

○山下明子委員

事業主サイドの問合せというのは、具体的にどういう内容になるんですか。勤めの人は対応できるかとかいった、そういうことですかね。

○保険年金課職員

全て電話での問合せなんですけれども、事業主が自分も対象になるのかという問合せだったということでございます。

以上でございます。

○山下明子委員

それは零細の事業主で、国保で、例えば夫婦でやっていて、片っ方は休まんといけなくなりましたとか、そういうことがあるのかなと思ったりするんですが、これは事業主は除く、被用者だということになってしまうわけですかね。

○梶山保険年金課長

この傷病手当金につきましては、もともと制度としてはございまして、これに財源に余裕がある場合に手をつけるということではありますが、実際、全国の国民健康保険、自治体でこれを実施しているというところはありません。

今回、コロナということで、国のほうが財政支援をするということではありますが、もとの制度設計自体が被用者に対しての傷病手当金という制度設計なものですから、この傷病手当金に関しては事業主は対象とならないということで、問合せを受けた場合には御説明させていただいたと。

対象としては、実際、佐賀市の国民健康保険に4万6,000人ほど被用者がいらっしゃいますが、私どもの推計では1万6,000人が給与をいただいております。この中には、先ほどおっしゃいました奥様で、青色で専従者給与をもらっていらっしゃる方、こういう方は対象になります。

○山下明子委員

そうすると、例えばその事業主が、うちで勤めている方の国保の方たちに何とかしてやらなければいけないと思っている方たちなんかが、このことをちゃんと分かって適用できるようにしてあげるといことが進めば、それはお互いにとっていいと思うんですね。事業主にとっても、休んでもらっている間どうしようかと思っているのを、これを活用すればいいということで。

そういう意味では、本当は今の話だと5件問合せがあったということで、実際があっけないようなんですが、もっと事業主にもそういう意味では知らせるべきだと思うし、どうなんですかね、その辺の切実性が伝わっているのかどうか。

○梶山保険年金課長

まず、今回、濃厚接触者もしくは症状があるということが必要になってまいります。ですから、例えば、佐賀中部保健事務所に問合せして、この申請書類としては、事業主――

被保険者自身ですね。それと、医療機関の申請というこの3点セットが必要となつてまいりますので、まずは今回、佐賀市でも何名かいらっしゃいますけれども、そういう方が中部保健福祉事務所に問合せされたという方で、当初はどのぐらいこれが広がるかというのは分かりませんでしたので、こういう準備がありますよということで、まずはさせていただいたところがございますが、今のところは5件という問合せとなっております。

それと、この広報についてなんですけれども、これまでは市報とホームページということでしたが、今月の27日のさがCテレビ、こちらのほうでも保険年金課関連の支援策は全て御紹介させていただき、テレビに関してはかなり御覧になっていらっしゃると思いますので、反響もあるのではないかなというふうに考えております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第63号及び第64号議案の質疑を終わります。

次に、第66号議案の審査を行います。執行部に議案の説明を求めます。

◎第66号議案 専決処分について（令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第3号）） 説明

○池田委員長

ただいま第66号議案の説明がございましたが、質疑をお受けします。

○山下明子委員

今、申請率が94.6%と支給率が94%ということでしたが、つかみにくい状態になっているところはどんなところがあるかとかは分かりますか。

○木原特別定額給付金室長

特に我々が一番危惧しておりますのが、例えば、住民票を御自宅に置いたまま、老健施設だとか、そういったところに入っている方々、また、地元地域との関わり合いが薄くて、1人でなかなか人に聞けずいらっしゃる方もいらっしゃると思います。

まず、老健施設等につきましては、今後、そういった老健施設の協議会、たしか事務局がしょうぶ苑かどこかやられていると思うんですけども、こういったところにお声かけ等させていただきながら、施設の方から、例えばその入所者の家族の方へのアプローチ等も考えていけると考えております。また、地元でなかなか人に聞けず困っている方等につきましては、民生委員の協力等も得ながら、そういった方への声かけ、こういったものを考えております。

○山下明子委員

今、地元でつながりの薄い人ということでは言われたんですが、住民票を置いたままの例えばホームレスになっている方とか、そういう方もあるかもしれないしということで、今、ホームレスの方たちはどうするのかというのが全国的にも課題になっていますよね。そこは今、住基の登録者だけが対象になってはいるけれども、どこかしらに最初の住民票があ

ると考えれば、登録はされているけれども、つかみ切れずにいる人たちというのがね。そういう意味では、民生委員だけでもちょっと分からないかもしれないとかあり得るかと思うんですね。そういう点では生活福祉課だとか、いろんなところと連携も取りながら対応する必要があるのかと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

○木原特別定額給付金室長

委員おっしゃいましたとおり、住民票を、例えば置いているけど、そこにいらっしゃらない方、もしくは削除して住民票がなくなった方、こういった方は確かにいらっしゃいます。私どもの室のほうにも、まだ数名程度ではございますが、そういった御相談がございまして、そういった方々は、住民票が消えている方につきましては、改めて住民票を登録していただいた上で申請書を発行する等の対応は行っております。ただ、まだそういった具体的な掘り起こし等につきましては、今後、生活福祉課と連携を組み合わせながら検討させていただければと考えております。

○山下明子委員

掘り起こしにつながるような広報だとか何かをきちっとしておかないと、一定締切りがあるじゃないですか。取扱いのね。だから、早めにこういう人がいるよとか、私がそうですとか、何か言えるような広報の仕方も必要かと思うんですが、そこら辺はどう考えておられるんですか。

○大城保健福祉部長

我々、なるべく広く皆さんにお届けしたいとは思っています。ホームレスの方とかいろんな相談を受けまして、対応は今現在してきているところです。

今現在まで郵送で申請がかなり来ていましたので、それを処理するという部分で非常に時間を割いておりました。今後は、今説明しましたように95%近くも来ていますので、あとの5%をどうやっていくかということで、なるべく市民の方には10万円お渡ししたいというふうに考えておりますので、そこは具体的には今からまた検討していきますので、なるべく広く皆さんにお知らせしたいと思っております。

以上です。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第66号議案の質疑を終わります。

次に、第68号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第68号議案 専決処分について(佐賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) 説明

○池田委員長

第68号議案についての御質疑をお受けします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第68号議案の質疑を終わります。

次に、第48号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第48号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第4号) 説明

○池田委員長

ただいま第48号議案について説明がございました。御質疑をお受けします。

○山下明子委員

難聴者への支援の新たな予算なんですけど、よかったなと思いつつ、この対象数、2台とか12台とかということなんですけど、大体要望の状況とかつかまれた上での見込みなんですかということと、もしこれを超えた場合は追加補正されるという構えなのか、それとも予算の範囲内という構えなのか。

○村口障がい福祉課長

台数見込みの根拠ですが、補聴器12台につきましては、県のほうが、18歳以下の方で片耳難聴児の方が0.15%程度いらっしゃるという推計されております。佐賀市の18歳以下の人口が約4万人ということで、0.15%で60台、これは耐用年数が5年となっておりますので、5で割って12台と見込んでおります。

また、人工内耳体外機2点については、県が県内で25台を見込んでおられ、人口割で佐賀市が7人となります。こちらも耐用年数が5年となっておりますので、5で割って1.4人となりますので、切り上げて2人で積算しております。

予算額が足りなくなった場合については、流用とか予備費等で対応させていただきたいと考えているところでございます。

○山下明子委員

これは推計ということで積算されているということなんですか。例えば、この前、ここの委員会で聴覚障害者サポートセンターの方たちとの意見交換をさせていただいたときも、こういう要望というのは出ていたですもんね。当事者の方たちを通して、これが広報されたら歓迎されると思うんですよね。それで数が結構上がってきたといった場合は、今おっしゃったように流用しながらでも、ちゃんと対応していく立場ということよろしいんでしょうか。

○村口障がい福祉課長

対応していきたいと考えております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑ないようですので、第48号議案の質疑を終了します。

次に、第49号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第49号議案 令和2年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 説明

○池田委員長

第49号議案について御質疑をお受けします。

○山下明子委員

これは軽減の対象が増えていくんだろうなというふうにも見られるんですが、それ自体はいいことだと思っておりますが、ちなみに、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の変更によっての7割、5割、2割の対象が、今の部分から想定するとどれぐらいになりそうかとか、そんなのは分かりますか。

○梶山保険年金課長

今と比較して、私どもの財政への影響ということではよろしいでしょうか。どのぐらい軽減が広がるかということ、財政額の影響として、よろしいでしょうか。

一応見込みでございまして、8,000万円ほど財源としては厳しくなるのではないかなというふうに見込みをしております。その分、軽減対象が広がるというふうに考えております。

○山下明子委員

それに対する国保会計への手当てというのは、国から広がるわけではないわけですか。

○梶山保険年金課長

おっしゃるとおりでございます。

○山下明子委員

そのことに関しては、国保の関係する自治体等で、この件に関しての要望とかする考えはないんですか。

○梶山保険年金課長

今おっしゃるとおりと言いましたが、現時点では、それに対しての手当てというのは特に出しておりませんが、要望としては続けて、機会を見つけて伝えていくことは必要になるかと思っております。

○山下明子委員

もともと国保加入者の方たちの所得分布が大変低い段階にあるというのはみんな分かっている、それによって国保の特別会計の財政が厳しくなっているというのも実情なので、軽減の対象が広がることは大歓迎なわけですが、それによって厳しくなって、またそれが値上げにつながっていくみたいな訳分からんことになってはいけないので、そこは国が対応した、こういう軽減を広げるということなので、きちっと国としてサポートするべきだということを強く言っていただきたいなと思います。

○梶山保険年金課長

そうですね、秋頃になりますと、本来、夏頃に国のほうに要望活動を行っておりますが、今回、コロナの件で時期がずれ込みますが、秋口にさせていただく予定でございますので、

私のほうからしっかりと国のほうにお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第49号議案の質疑を終わります。

次に、第69号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第69号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第5号) 説明

○池田委員長

それでは、第69号議案について御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、第69号議案の質疑を終わります。

次に、第3号及び第5号報告について、一括して説明をお願いします。

◎第3号報告 令和元年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

◎第5号報告 令和元年度佐賀市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにも御質疑ないようですので、以上で保健福祉部に関する議案の質疑を終了いたします。保健福祉部の職員の皆さんは退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○池田委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して、現地視察の希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようですので、これで当委員会に付託された議案の審査を終わります。

次回の委員会は、あさって6月24日水曜日の午前10時から採決、まとめを行いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の文教福祉委員会を終了いたします。